

土浦市条例第41号

土浦市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 広告物等の表示又は設置の制限等（第5条—第9条）
- 第3章 広告物等の表示又は設置の許可（第10条—第16条）
- 第4章 広告物等の管理等（第17条—第20条）
- 第5章 違反広告物等に対する措置等（第21条—第32条）
- 第6章 雑則（第33条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条・第37条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「広告物」とは、法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「広告物等」とは、広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）をいう。

3 この条例において「屋外広告業」とは、法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

4 この条例において「広告主」とは、自ら広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。

5 この条例において「広告主等」とは、広告主及び屋外広告業を営む者をいう。

6 この条例において「自家広告物等」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所又は自己の営業の用に供する物件に表示し、又は設置す

る広告物等をいう。

- 7 この条例において「自己管理地広告物等」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(広告物等の在り方)

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれがないものであって、地域の環境との調和に配慮したものでなければならない。

(市等の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、広告物等の表示又は設置について啓発し、規制し、及び誘導するために必要な施策を実施する。

- 2 広告主等は、この条例に適合するよう広告物等を表示し、又は設置し、及び適正に管理するとともに、前項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

- 3 広告物等を表示し、又は設置する土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）又は工作物（電柱その他の土地に固定して設置するもので建築物以外のものをいう。以下この項において同じ。）の所有者、占有者その他当該土地、建築物又は工作物について権原を有する者は、当該広告物等の表示又は設置がこの条例に適合するよう努めるものとする。

- 4 市民は、第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 広告物等の表示又は設置の制限等

(地域区分)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため、本市の地域を禁止地域及び許可地域に区分する。

- 2 禁止地域は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 第1種禁止地域 次に掲げる地域等

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区及び生産緑地地区（これらの地域等のうち市長が指定する区域を除く。）

イ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定

する市民農園の区域

ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物及びその周辺の地域のうち、市長が指定する地域及び同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された地域

エ 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺の地域並びに同条例第40条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物並びにこれらの周辺の地域のうち、市長が指定する地域

オ 土浦市文化財保護条例（昭和51年土浦市条例第27号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺の地域並びに同条例第40条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物並びにこれらの周辺の地域のうち、市長が指定する地域

カ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため同項の規定により保安林として指定された森林のある地域（市長が指定する区域を除く。）

キ 常磐自動車道の全区間並びに道路（常磐自動車道を除く。）及び鉄道のうち市長が指定する区間

ク 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

ケ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園の区域

コ 河川及び湖沼のうち、市長が指定する区域

サ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地

シ 古墳及び墓地並びにこれらの周辺の地域のうち、市長が指定する区域

ス 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにこれらの敷地

セ その他良好な景観又は風致を維持するために広告物等の表示又は設置を制限する必要があると市長が認めて指定する地域等

(2) 第2種禁止地域 第1種禁止地域以外の地域のうち、次に掲げる区域

ア 道路及び鉄道から展望できる地域のうち、市長が指定する区域

イ 駅前広場及び土浦港の港湾施設並びにこれらの周辺の地域のうち、市長が指定する区域

3 許可地域は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 第1種許可地域 都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域及び第2種住居地域
- (2) 第2種許可地域 禁止地域並びに前号及び次号に掲げる地域以外の地域
- (3) 第3種許可地域 都市計画法第2章の規定により定められた商業地域

4 市長は、禁止地域又は許可地域のうちから、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため広告物等の表示又は設置を規制し、又は誘導することが特に必要と認める区域を特別誘導地区として指定することができる。

(禁止広告物等)

第6条 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剝離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

2 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架の工作物及び道路の分離帯
- (2) 石垣及びよう壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹（法第3条第2項第2号に規定する街路樹及び路傍樹をいう。）並びに保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定されたものをいう。）
- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー、パーキングメーター、道路情報管理施設（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第4号に規定するものをいう。）並びに歩道柵、駒止め及び里程標の類
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定

された景観重要樹木

(1 1) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する物件

3 電柱又はそれに類するものには、はり紙、はり札、立看板その他これらに類する広告物を表示してはならない。

4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(地域区分における広告物等の表示の制限)

第7条 禁止地域においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 許可地域においては、市長の許可を受けなければ、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物等については、第6条第2項から第4項まで及び前条の規定は適用しない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

(4) 自己管理地広告物等であって、市規則で定める基準に適合するもの

(5) 公益上必要な施設又は物件であって、市規則で定めるものに、寄贈者名等を表示する広告物等であって、市規則で定める基準に適合するもの

(6) 第6条第2項第8号に掲げる物件に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの

(7) 自家広告物等であって、市規則で定める基準に適合するもの（禁止地域のうちの特別誘導地区内において、表示し、又は設置する自家広告物等にあっては、市規則で定めるものを除く。）

2 次に掲げる広告物等については、前条の規定は適用しない。

(1) 冠婚葬祭等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等であって、市規則で定めるもの

(2) 営利以外の目的のため、工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物

(3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、これらの会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(4) 電車又は自動車に表示される広告物であって、市規則で定める基準に

適合するもの

- (5) 使用の本拠の位置が本市の区域外の区域に存する自動車に、当該区域において適用される都道府県（当該使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この号において「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下この号において「中核市」という。）又は法第28条の規定により条例で定めるところにより同条に規定する事務の全部若しくは一部を処理することとされた景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下この号において同じ。））である市町村（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市、当該中核市又は当該景観行政団体である市町村）の広告物の規制に関する条例の規定に適合している広告物
 - (6) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶、航空機等に表示される広告物
 - (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
 - (8) 町内会、自治会その他これらに類する団体が地域の安全その他地域社会の公共の利益に資することを目的として表示し、又は設置する広告物等であって、市規則で定める基準に適合するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ないと認められる広告物等であって、市規則で定めるもの
- 3 次に掲げる広告物等については、市長の許可を受けた場合に限り、第6条第2項から第4項まで及び前条第1項の規定は適用しない。
- (1) 公共的団体が行う公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主等との契約に基づき県若しくは市の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置する広告物等であって、市規則で定めるもの
 - (2) 市が管理する公共施設の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主等との契約に基づきその管理する施設に表示する広告物等であって、市規則で定めるもの
- 4 次に掲げる広告物等については、市長の許可を受けた場合に限り、前条第1項の規定は適用しない。
- (1) 電車又は自動車に表示する広告物（第2項第4号及び第5号に掲げるものを除く。）
 - (2) 自家広告物等であって、第1項第7号に掲げるもの以外のもの
 - (3) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物等又は公衆の利便に

供することを目的とする広告物等

(4) 交差点付近に設置され、かつ、集約された広告物であって、市規則で定めるもの

(経過措置)

第9条 第5条第2項若しくは第4項又は第6条第2項第11号に規定する市長の指定があつた際当該指定のあつた地域等又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、当該指定によりこの条例に違反し、又はこの条例の規定に基づく基準に適合しないこととなるものについては、当該指定の日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

2 第5条第3項の規定により同項各号に掲げる許可地域とされていた地域で用途地域に関する都市計画の決定又は変更があつた場合において、当該決定又は変更があつた地域が禁止地域又は当該許可地域とは異なる許可地域に該当することとなつたときは、当該決定又は変更の告示があつた際、当該決定又は変更のあつた地域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この条例に違反し、又はこの条例の規定に基づく基準に適合しないこととなるものについては、当該告示の日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

第3章 広告物等の表示又は設置の許可

(広告物等の表示又は設置の許可の期間等)

第10条 市長は、第7条第2項又は第8条第3項若しくは第4項の許可をする場合においては、許可の期間を定めるものとする。

2 前項の期間は、3年を超えない範囲内で、広告物等の種類ごとに市規則で定める。

3 市長は、第1項の許可に、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において条件を付することができる。

(変更及び継続の許可等)

第11条 前条第1項の許可を受けた広告物等について、当該許可に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 広告物の表示の内容に市規則で定める軽微な変更を加えようとするとき。

(2) 広告物等について市規則で定める軽微な改造をしようとするとき。

2 前条第1項(次項において準用する場合を含む。)の許可の期間が満了した広告物等については、当該期間の満了前に市長が許可した場合に限り、継続して表示し、又は設置することができる。この場合において、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等についてあらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性を点検しなければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第1項中「第7条第2項又は第8条第3項若しくは第4項の」とあるのは、「次条第2項の規定による」と読み替えるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の」とあるのは、「次条第1項又は第2項の規定による」と読み替えるものとする。

(許可の基準)

第12条 この条例の規定による許可(次条第1項の規定による許可を除く。)の基準は、市規則で定める。

(特例の許可)

第13条 市長は、第8条の規定に該当する場合を除き、良好な景観の形成又は公共の利益に資する広告物等をやむを得ないと認めるものについては、第6条第2項から第4項まで及び第7条の規定並びに前条の許可の基準にかかわらず、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。

2 第10条及び第11条の規定は、前項の規定による許可について準用する。この場合において、第10条第1項中「第7条第2項又は第8条第3項若しくは第4項の」とあるのは「第13条第1項の規定による」と、第11条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは「第13条第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、同条第3項中「次条第2項」とあるのは「第13条第2項の規定により読み替えて適用する次条第2項」と、同条第4項中「次条第1項」とあるのは「第13条第2項の規定により読み替えて適用する次条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(手数料)

第14条 市長は、第7条第2項の許可、第8条第3項及び第4項の許可、第11条第2項の規定による許可並びに前条第1項の規定による許可に関

する事務につき，手数料を徴収する。

2 手数料は，別表左欄に掲げる広告物の区分に応じ，それぞれ同表右欄に定める額とする。

（手数料の免除）

第 15 条 市長は，特に必要があると認めるときは，手数料を免除することができる。

（手数料の不返還）

第 16 条 既に納付した手数料は，返還しない。ただし，市長が特に必要と認めるときは，その全部又は一部を返還することができる。

第 4 章 広告物等の管理等

（管理義務）

第 17 条 広告物等を表示し，又は設置する者及びこれを管理する者は，当該広告物等に関し，補修その他必要な管理を行い，良好な状態に保持しなければならない。

（管理者の設置等）

第 18 条 広告物等を表示し，又は設置する者は，あらかじめ当該広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし，市規則で定める広告物等を表示し，又は設置する場合においては，この限りでない。

2 前項の規定により置く広告物等を管理する者の要件は，市規則で定める。

3 広告物等を表示し，又は設置する者は，第 1 項の規定により当該広告物等を管理する者を置いたときは，その旨を市長に届け出なければならない。

（設置者等の届出）

第 19 条 広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれを管理する者は，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，その旨を市長に届け出なければならない。

（1）当該広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があったとき。

（2）当該広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれを管理する者の氏名又は住所（法人にあっては，名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

（3）当該広告物等が滅失したとき。

（除却義務等）

第 20 条 広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれを管理する者は，当該広告物等が次の各号のいずれかの状態に該当するに至ったときは，速

やかに当該広告物等を補修し、又は除却しなければならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剝離した状態
 - (2) 著しく破損し、又は老朽化した状態
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがある状態
- 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。
- (1) 第7条第2項若しくは第8条第3項若しくは第4項の許可、第11条第2項の規定による許可又は第13条第1項の規定による許可を受けた場合にあつては、第10条第1項（第11条第3項又は第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該許可の期間が満了したとき。
 - (2) 広告物等が第9条の規定に該当する場合にあつては、当該広告物等について、同条の規定により表示し、又は設置することができる期間が満了したとき。
 - (3) この条例の規定による許可を受けた場合にあつては、次条の規定により当該許可が取り消されたとき。
 - (4) 広告物等を表示し、又は設置する必要がなくなったとき。
- 3 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、表示又は設置についてこの条例の規定による許可を受けた広告物等を除却したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 違反広告物等に対する措置等

（許可の取消し）

第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 当該許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により当該許可を受けたとき。
- (3) 第24条第1項又は第2項の規定による市長の命令に従わないとき。

（勧告）

第22条 市長は、この条例の規定に違反して広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理している者に対して、当該広告物等の表示若しくは設置の停止又は当該広告物等の除却その他の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(公表)

第 2 3 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(違反に対する措置)

第 2 4 条 市長は、第 2 2 条の規定による勧告を受けた者について前条の規定による公表をした後において、なお当該者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該者に対して、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるときは、この条例の規定に違反して広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理している者に対して、第 2 2 条の規定による勧告及び前条の規定による公表をすることなく、相当の期限を定めて当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、前 2 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置が掲出物件を除却するものであるときは、5 日以上の期限を定めて、当該措置を命ずるものとする。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置に係る広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理している者を過失がなく確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、当該措置が掲出物件を除却するものであるときは、5 日以上の期限を定めて、その期限までに当該掲出物件を除却すべき旨及びその期限までに当該掲出物件を除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が当該掲出物件を除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

第 2 5 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が特別の理由なく当該措置を履行すべき期限を経過しても当該措置を履行しないときは、当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合に公示すべき事項)

第 2 6 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日

(3) その広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間）、市規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に掲げる広告物等については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第31条において「所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を確知することができないときは、その公示の要旨を土浦市公告式条例（平成2年土浦市条例第14号）第2条第2項の市役所前掲示場及び同条例別表に掲げる掲示場への掲示により公表すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を市規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第29条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、市規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 14日間

(広告物等を返還する場合の手續)

第31条 市長は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第32条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理している者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員を広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、当該広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑則

(土浦市景観審議会への諮問)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土浦市景観審議会（土浦市景観条例（平成23年土浦市条例第26号）第33条に規定するものをいう。）の意見を聴かななければならない。

(1) 第5条第2項から第4項まで又は第6条第2項の規定により地域等又は物件を指定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

(2) 第8条第1項第4号、第5号若しくは第7号、同条第2項第4号若しくは第8号又は第12条の基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。

(3) 第13条第1項の規定により許可をしようとするとき。

(告示)

第34条 市長は、第5条第2項若しくは第4項又は第6条第2項第11号

に規定する指定を行い，その指定を変更し，又は廃止したときは，その旨を告示しなければならない。

(委任)

第 35 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は，100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 6 条又は第 7 条第 1 項の規定に違反して広告物等を表示し，又は設置した者
- (2) 第 7 条第 2 項又は第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に違反して市長の許可を受けずに広告物等を表示し，又は設置した者
- (3) 第 11 条第 1 項の規定に違反して市長の許可を受けずに広告物の表示の内容に変更を加え，又は広告物等を改造し，若しくは移転した者
- (4) 第 20 条第 2 項(第 4 号を除く。)の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者
- (5) 第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した者
- (6) 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による立入検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 37 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条に規定する違反行為をした場合は，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に茨城県屋外広告物条例(昭和 49 年茨城県条例第 10 号。以下「県条例」という。)の規定によりされている許可の申請に対する処分については，なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県条例の規定に基づ

きなされた処分，手続その他の行為及び前項の規定により従前の例によることとされた処分は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示し，又は設置している広告物等については，施行日から起算して3年間（前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされた県条例の規定による許可を受けて表示し，又は設置している広告物等にあつては，当該許可の期間）は，なお従前の例による。

5 前項で定める期間の満了後に，継続して表示し，又は設置する場合の広告物等の表示又は設置の制限等については，第2章の規定にかかわらず，なお従前の例による。

6 第4項の広告物等を継続して表示し，又は設置しようとする場合における第11条第2項の規定による許可の基準については，第12条の規定にかかわらず，県条例第12条に定めるところによる。

7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（土浦市手数料条例の一部改正）

8 土浦市手数料条例（平成12年土浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

別表（第14条関係）

広告物の区分	手数料
はり紙，ポスター	1件につき50枚までごとに 300円
はり札	1件につき10枚までごとに 500円
立看板	1枚につき 300円
野立広告	1枚につき1平方メートルまでごとに照明が無いものは 300円，照明が有るものは 400円
建築物利用広告	1枚につき1平方メートルまでごとに照明が無いものは 300円，照明が有るものは 400円
アーチ	1基につき1平方メートルまでごとに照明が無いものは 300円，照明が有るものは 400円
電柱等利用広告	1枚につき 300円
広告幕	1枚につき 800円
つり下げ看板	1枚につき 450円
標識広告	1枚につき 300円
電光ニュース，ビジュアルボード	1基につき 6,000円
アドバルーン	1個につき 1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに照明が無いものは 800円，照明が有るものは 900円
車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに 650円
広告旗	1枚につき 500円
置広告	1基につき 1,000円
横断幕	1枚につき 650円

備考 この表に定める広告物の区分に該当しない広告物については，最も類似した広告物の区分を適用する。